

1 こども計画とは？

国は、すべての子ども・若者が幸せに暮らすことができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。富士宮市こども計画は、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、富士宮市が行う子ども・若者の健やかな成長をサポートする取組をまとめたものです。この計画は、子ども・若者や子育て家庭の声を聞いてつくられました。

2 こども計画の期間

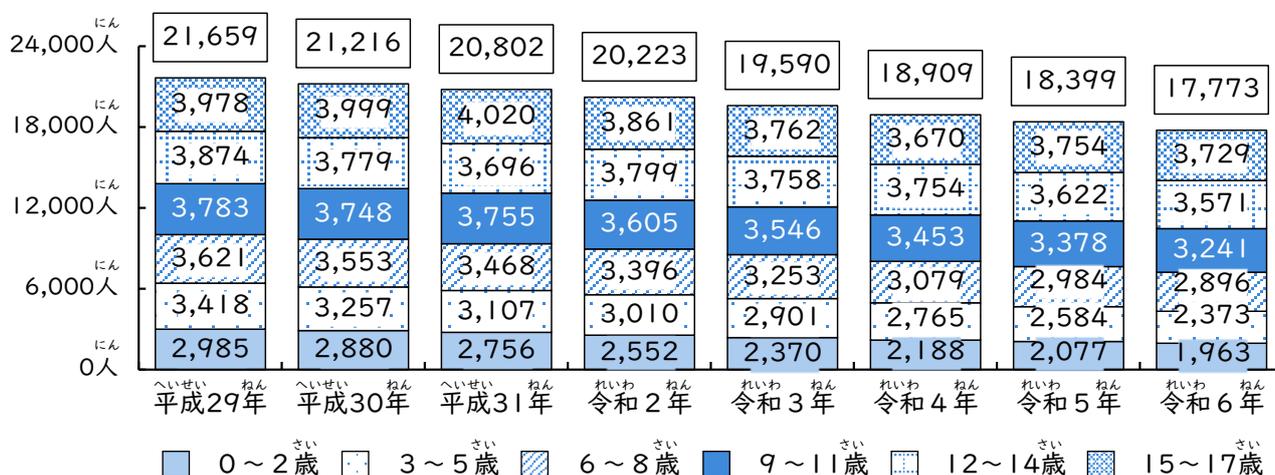
この計画は、令和7年度～令和11年度に行う取組をまとめたものです。社会の動きに対応した取組を行うことができるよう、5年に1回、計画の内容を見直しています。次は令和11年度に計画を見直す予定ですが、法律や制度が変わったり、皆さんの生活に大きな変化があったりした場合には、すぐに計画の見直しを行います。

3 こども計画の対象

この計画は、0～18歳の人（子ども）、13～29歳（取組によっては39歳まで）の人（若者）、子育て家庭（妊娠中の女性がいる家庭も含みます。）のためのものです。

4 富士宮市における18歳未満人口の変化

令和6年の18歳未満人口は、17,773人でした。平成29年からの変化をみると、18歳未満人口はどんどん少なくなっています。年齢区別にみると、どの年齢区分も少なくなっていますが、特に「0～2歳」、「3～5歳」が少なくなっています。



資料：「総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年1月1日時点）

5 富士宮市が目指す姿

富士宮市は、子ども・若者をはじめとする、すべての市民が自分らしく幸せに生きることができる社会「子どもまんなか社会」の実現を目指しています。

誰もが自分らしく 幸せに生きることができる社会へ
～ 子どもまんなか富士宮 ～

国や静岡県の子ども・若者支援の方向性を示した「子ども大綱」、「静岡県子ども計画」を参考にして、富士宮市が目指す姿「誰もが自分らしく幸せに生きることができる社会へ～子どもまんなか富士宮～」を実現させるために達成する必要がある5つの目標を決めました。

1 子ども・若者の権利を保障し、今とこれからの最善の利益を実現

子ども・若者が健全に成長し、将来に夢や希望を見つけることができるよう、あらゆる危険や困難、暴力などから子ども・若者を守ります。

2 子ども・若者、子育て当事者の意見聴取と施策への反映を実現

子ども・若者や子育て家庭にとって心強い取組を行うことができるよう、子ども・若者などの意見や気持ちを聞きます。

3 ライフステージに応じた切れ目ない支援を実現

進学や進級、就職、結婚、妊娠、出産など、多くの変化を経験することも・若者に對して、成長に応じた必要な支援を継続して行います。

4 すべての子ども・若者が安心して成長・活躍できる社会を実現

すべての子ども・若者が様々な経験をしながら成長し、一人ひとりが望む方面で活躍することができるよう、子ども・若者が持つ問題の解決に努めます。

5 結婚・出産・子育ての選択ができ、希望がかなえられる社会を実現

一人ひとりの希望する生き方を尊重し、どのような生き方を選んだとしても不利益を受けない社会づくりを行います。

6 富士宮市が行う取組

1 年齢を問わず行う取組



(1) こどもの権利について知ってもらうための取組

すべてのこどもは、①差別されない権利、②最も良い利益が優先される権利、③生きる権利・成長する権利、④意見が尊重される権利を持っています。このような権利があることを、富士宮市内のすべての人が知ることができるよう、様々な方法で伝えます。

具体的にはこのような取組を行います！

◆こどもまんなか児童福祉週間の周知・啓発

こどもの持つ権利やこどもが持つ問題について知ってもらうための周知などを行います。

◆虐待防止に関するP R活動の推進

11月の秋のこどもまんなか月間に合わせ、虐待防止に関するP R活動を推進します。

(2) 様々な遊びや体験をするための取組

こどもは体を動かしたり、頭を使って考えたりすることで、体もこころも大きく成長します。こどもが安心して遊ぶことができるよう、富士宮市内に安全な屋内外の遊び場を整備します。また、ふだん体験することができないような経験をする機会も用意します。

具体的にはこのような取組を行います！

◆あそびの教室

地域に暮らす親子が集まって、あそびをとおして交流を深めます。

◆親子・こども講座

親子やこどもが参加できる、体験学習型の講座やイベントを実施します。



(3) こどもと母親の健康を守るための取組

こどもや妊娠中・出産後の母親は、健康な大人に比べると病気になりやすい状態です。富士宮市では、こどもや母親の健康を守るために、定期的に健康のチェックを行います。また、健康や子育てについての不安を相談できる場所を用意しています。

具体的にはこのような取組を行います！

◆こども家庭センター（母子保健機能）

保健・福祉に関する支援を行います。

◆妊娠中・出産後の母親とこどもの健康診査

体とこころの状態を確認するために健康診査を行い、病気を早く見つけます。





(4) 経済的な問題のある家庭を支えるための取組

家庭の経済的な問題を理由として、子ども・若者が学校や病院に行けない状況をなくすため、また、子ども・若者が、自分の希望で進路を選ぶことができるよう、富士宮市では、経済的な問題のある家庭が自立して安定した生活を送ることができるように支援しています。

具体的にはこのような取組を行います！

◆児童扶養手当

安定した生活を送ることができていないひとり親家庭等を、市がサポートします。

◆こどもの学習・生活支援事業

家庭の経済状況から家庭・学校・地域に居場所がもてないこどもに学習支援を行います。

(5) 障がいや病気のあるこどもを応援するための取組

障がいや病気のあるこども・若者などが地域で安定した生活を送るためには、なるべく早く病院にかかり、必要な支援を受けることが大切です。富士宮市では、障がいや病気があっても、学校などに通うことができる環境を整えています。

具体的にはこのような取組を行います！



◆児童発達支援

小学校入学前の障がいのあるこどもに、日常生活での基本動作や知識が身につくよう支援します。

◆医療的ケア支援員の配置

専門のケアが必要なこどもが学校に通うため、看護師資格のある支援員が支援します。

(6) 困っているこどもや家庭を助けるための取組

たたかかれていいこどもは一人もいません。体罰は暴力であり、しつけではないことをしてもらい、虐待を予防します。また、こどもだけで解決が難しい問題を持っているこどもがいます。富士宮市では、このようなこどもや家庭に対して、状況や希望に応じて必要な支援を行います。

具体的にはこのような取組を行います！

◆こども家庭センター（児童福祉機能）

情報提供など、こどもの保健・福祉に関する支援を行います。

◆外国人相談

外国籍のこどもを支援するため、関係機関との間での通訳業務を行います。



(7) こども・若者が安心して生活するための取組

こども・若者は、知識や経験の少なさから、トラブルや事件、事故などに巻き込まれてしまうこともあります。富士宮市では、こども・若者が困った時に周りの大人に助けを求めることができるようになるための教育に力を入れています。

具体的にはこのような取組を行います！

◆SOSの出し方に関する教育の推進

困った時に周りの大人に助けを求められるこどもを、学校・家庭・地域が全体で育てます。

◆地域自主防犯活動

こどもの登下校時に、通学路で地域の人がこどもの安全を見守ります。



☆富士宮市青少年相談センター

小学生・中学生に関する相談 ☎0544-22-0064

中学卒業から39歳までの方に関する相談 ☎0544-22-1252

☆富士宮市家庭児童相談室

こどもとその家族に関する相談 ☎0544-22-1230

☆富士宮市社会福祉協議会

障がいに関する相談 ☎0544-22-0766

くらし・しごとに関する相談 ☎0544-22-0094

☆静岡県富士児童相談所

18歳未満のこどもの相談 ☎0545-65-2141

☆若者こころの悩み相談窓口

若年層の心の悩み ☎0800-200-2326

☆24時間子供SOSダイヤル

児童生徒のいじめ・不登校・学校生活に関する相談

☎0120-0-73810

☆こどもの人権110番（法務省）

いじめ・体罰・家庭内の悩みなど ☎0120-007-110

2 年齢層ごとに行う取組

(1) 妊娠中の女性や小学校入学前のこどもに対する取組

生まれる前から小学校入学前まで、こどもや親が必要としている支援を行います。支援が、出産や入園などのタイミングで途切れてしまわないように気を付けます。富士宮市では、こどもや親の気持ちに寄り添った相談体制の整備を行っています。

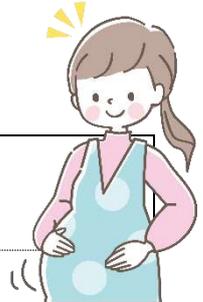
具体的にはこのような取組を行います！

◆子育てコンシェルジュ

こどもの状況を把握し、相談対応やアドバイスなどの必要な支援を行います。

◆乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育園などにかよっていない3歳未満のこどもが、決められた時間内で保育園などを利用できます。



(2) 小学生・中学生に対する取組

小学生・中学生になると、こどもだけで過ごす時間が増えていきます。そのため、親の知らないところで不安や悩みをもつこともあります。富士宮市では、小学生・中学生が不安や悩みを相談できる場所や安心して過ごすことができる場所をつくっています。

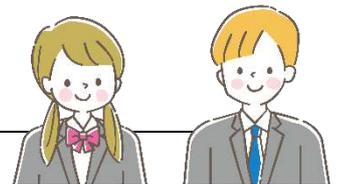
具体的にはこのような取組を行います！

◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が昼間家庭にいない小学生が、放課後に安全に過ごすことができる場をつくりま

◆こどもの居場所づくり

すべてのこども・若者が安心して居場所づくりに取り組めます。



(3) 高校生～39歳の人に対する取組

高校生の頃からは、将来のことについて考える時間が増え、仕事や結婚・子育てのことなどに不安を感じることがあります。大人になり、守られる側から守る側となることも大きな変化です。富士宮市には、不安を感じやすいこの年齢層の人のための相談センターがあります。

具体的にはこのような取組を行います！

◆青少年相談センター（こども・若者支援相談窓口）

青少年などから、就学・就労やひきこもりなどの相談に対応します。

◆高校生向けゲートキーパー養成講座

高校生を対象に、こころの健康問題について関心を高め、悩んでいる人に気づいたり、対応できる人を育てます。



3 子育てをしている人のための取組

(1) 子育てにかかるお金を少なくするための取組

子どもが健康に育ち、様々な経験をすることができるよう、親はがんばって働いています。富士宮市では、子育て家庭をお金の面で支援することを目的に、子育てに使うお金を少なくするための取組を行っています。

具体的にはこのような取組を行います！

◆児童手当

子育てにかかるお金の一部を手助けするため、市がサポートします。

◆こども医療費助成

子どもが健康に成長できるよう、市がこどもの病院でかかったお金を支払います。



(2) 楽しく子育てができる地域をつくるための取組

子どもは、親だけが育てているわけではありません。保育園や認定こども園、学校の先生や病院のお医者さん、スーパーで働いている人、家の近くに住んでいる人など、多くの人が子育てを手伝っています。富士宮市は、このようなお手伝いがたくさんできる市を目指します。

具体的にはこのような取組を行います！

◆地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

子どもと親が交流する場所で、子育てについての相談などを行います。

◆ファミリー・サポート・センター事業

地域で子育てを手伝ってほしい人を、子育てを支援したい人が手伝います。



(3) 働きながらの子育てや男性の子育て参加を可能とするための取組

仕事も子育てもがんばることは、とても大変なことです。富士宮市は、働きながらでも子育てに参加できる市、父親（男性）も進んで子育てに参加できる市になりたいと考えています。

具体的にはこのような取組を行います！

◆労働環境の改善

仕事と子育ての両立や男性の子育て参加を進めるため、働く環境を良くします。

◆子育て家族のリフレッシュ講座

子育て家族が体とこころの健康を維持したり、父親（男性）が子育てや家事へ参加できるようにするための支援講座を開きます。



(4) ひとり親家庭を支えるための取組

さまざまな事情があって、母親または父親のいずれかと暮らしている子どもがいます。ひとり親家庭だからという理由で子どもが生活に困ることがないように、富士宮市ではひとり親が安定したお金を得ることができるようになるための支援などを行っています。

具体的にはこのような取組を行います！

◆ひとり親家庭等自立支援事業

就職に役立つ資格をとるための勉強をする場合、市がかかったお金の一部を支払います。

◆ひとり親家庭支援相談

親が仕事に就くための相談やお金の相談、生活や子育ての相談を行います。

7 子ども計画を進めるために必要なこと

1 この計画を知ってもらうこと

子ども・若者などがいきいきとした生活を送るためには、この計画にまとめた富士宮市の取組を知ってもらうことが大切です。この計画は、富士宮市のホームページで読むことができます。おうちの方にもこのような計画があることを伝えてもらえると、とても助かります。

2 どのくらい取り組めたか定期的に確認すること

この計画には、富士宮市で行われる取組がまとめられています。富士宮市では、これらの取組がどのくらい実行できているかについて、定期的に確認することになっています。もし思っていたとおりに実行できていなければ、取組の内容や方法を見直します。



富士宮市 子ども計画 概要版

令和7年3月 発行

富士宮市 子ども未来課

〒418-8601 静岡県 富士宮市 弓沢町 150番地 電話：0544-22-1146